

水俣病問題に係るチッソ等による補償金等の額について

1. 公害健康被害補償法に基づき水俣病と認定された患者に、チッソが支払った補償金の総額

1, 353億円（昭和47～平成17年度）

2. 平成7年の政治解決の際に、四肢抹消優位の感覚障害を有する者にチッソが支払った一時金（1人当たり260万円）の総額

317億円（平成7～8年）

*注1：一時金の支払いのために、国の県への補助金及び県債発行（85:15）を財源として、県が財団を通じてチッソに貸し付けた額（317億円）のうち、平成12年2月8日のチッソの経営状況を踏まえたチッソ支援策（閣議了解）において県から国への返還を不要とした補助金の額

270億円（平成12年）

*注2：平成7年の政治解決において行政の役割分担とされた水俣病総合対策医療事業（医療手帳・保健手帳）によって、行政が一定の感覚障害を有する者にこれまでに支給した医療費（自己負担分）等の総額

303億円（平成4～16年度）

3. チッソの債務残高

公的債務

1, 355億円（平成17年度末）

民間金融機関から返済猶予されている債務

408億円（平成17年度末）

4. チッソの経営の現状

（単位：億円）

	H. 12	H. 13	H. 14	H. 15	H. 16	H. 17
経常利益	53	46	54	68	71	102
補償金支払額	29	28	27	27	26	25
当期純損益	▲ 16	▲ 13	▲ 11	▲ 3	8	30